

🚩 貨物概要

綿製織物から成る三角巾

性 状：綿製織物生地を三角形に裁断した 2 枚の一部を縫製し繋ぎ合わせたもの

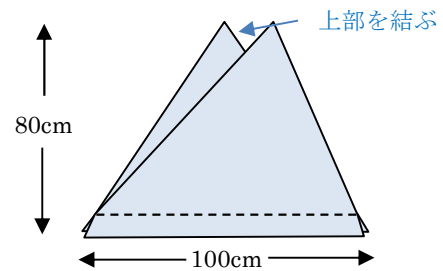
材 質：綿 80%、ポリエステル 20%（織物）

用 途：三角巾（腕の固定に使用可能）

サイズ：80 cm × 100 cm

包 装：12 枚／ダンボール箱

その他：外装に「三角巾」の表示有り



🚩 分類

関税率表第 6307.90 号（統計番号 6307.90-019）のその他の紡織用繊維製品

🚩 分類理由

本品は、骨折時の腕の固定等に使用される三角巾ですが、提示の際の形状は、2 枚の織生地を一部縫製し繋ぎ合わせたものであり、小売用の包装にしたものでもないことから、第 30.05 項の包帯に類する製品（医療用として小売用の形状又は包装にしたもの）とは認められないことから、上記のとおり分類されます。

（参考）第 30.05 項に分類される三角巾に関するポイント

第 30.05 項に分類される三角巾は、再包装されることなく、個人、診療所、病院等に直接小売される形状又は包装にしたもので、かつ、三角巾としての特徴（裁断状態やサイズ等）及び外装表記から、医療用又は獣医用としての使用を専ら意図していることが識別できることが必要です。単に品名や用途が三角巾であるだけでは第 30.05 項には分類されません。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)